

# 基本方針

## 2 “住まい・暮らし・定住” のまち

- 01 若者から高齢者までの定住化の促進
- 02 秩序ある土地利用の推進
- 03 良好な生活空間の形成  
(生活基盤施設の整備)
- 04 安全な水の安定供給
- 05 生活排水処理の推進
- 06 人にやさしい社会の実現

# 基本方針

## 2 “住まい・暮らし・定住”のまち

### 01

### 若者から高齢者までの定住化の促進

#### ■ 目指すべき方向

##### =計画目標=

- 分譲宅地「グリーンハイツ田中」の早期完売に向けて取り組みます。
- 定住促進住宅を建設し、若者の定住化を推進します。
- あたごハイツへの入居促進を図り、若者の定住化を推進します。
- 公共施設等総合管理計画及び公営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅等の適正な維持管理に努めます。
- 町内の空き家を活用し、空き家バンク制度等による施策を推進します。
- 本町の特色や魅力を生かし町外からの移住・定住を促進します。

##### =施策の内容=

若者から高齢者までの  
定住化の促進

(1) 住宅地の供給

(2) 町営住宅等の整備・管理

(3) 空き家の活用

(4) 移住の促進

#### ■ 計画の背景

- 田中地区に、定住促進を図る「グリーンハイツ田中」の宅地造成を行い、販売促進に努めていますが、現在（令和2年3月）、57区画のうち4区画が未販売となっています。今後も早期完売を目指し、販売促進を展開する必要があります。
- 本町には、民間の賃貸アパートや借家等の物件が少ない状況にあり、持ち家以外の選択肢が限られています。
- 本町の町営住宅は206戸が整備されていますが、昭和40年代に建設された住宅が約半数を占め、老朽化、居住性の低下が懸念されています。
- 平成21年度に雇用能力開発機構から旧西原宿舎を購入し、新たに「あたごハイツ」として80戸が町営の賃貸住宅に加わったことから、定住化に向けた入居促進を引き続き図る必要があります。
- 今後、空き家が増加していくことが予想されることから、それらを有効に活用できる対策等が必要になります。
- 国の戦略である地方創生に向け、地域の魅力創出及び活力の向上並びに住みよい地域社会の実現を図るため、移住の促進を図る必要があります。

## ■ 目標実現に向けて

### (1) 住宅地の供給

- グリーンハイツ田中の早期完売に向け、継続したPR活動を展開します。
- 本町の宅地情報を集約化し、宅地情報の斡旋を推進します。
- 社会情勢を総合的に勘案し、新たな宅地開発の研究を行います。

### (2) 町営住宅等の整備・管理

- 公共施設等総合管理計画及び公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅の解体・維持修繕、長寿命化を図る住宅の改修等、計画的な施設の整備改善を図ります。
- 定住促進住宅を建設し、新婚世帯、子育て世帯など若者の定住化を推進します。
- あたごハイツの入居促進・定住化を図るため、建物の改修を推進します。

### (3) 空き家の活用

- 空き家バンク制度を運用し、空き家の有効利用を推進します。
- 空き家の有効利用を支援するため、空き家のリフォーム助成事業等を検討します。

### (4) 移住の促進

- 首都圏等で開催される移住フェア等に参加するほか、町内への移住に関する情報を、インターネット（町HP、SNS等）を活用し発信します。
- 町内に住宅を建築・取得し、町外から本町へ移住する世帯を支援します。
- 国・県等と連携した本町への移住を促進する制度について、インターネット等を活用し、情報を発信します。
- 地域おこし協力隊員の活動による地域の活性化を図り、住みよい魅力ある住環境をPRすることにより、町外からの移住を促進します。
- 日本版CCRC※の取り組みを推進します。  
※CCRC（Continuing Care Retirement Community）とは、健康な時から介護時まで移転することなく、安心して暮らし続けることが出来る米国で生まれたシニアコミュニティです。
- 町内でのお試しサテライトオフィスやワーケーション等の受け入れ態勢整備の推進により、移住促進を図ります。  
※サテライトオフィスとは、企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのことです。  
※ワーケーションとは、ワーク（労働）とバケーション（休暇）を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でテレワークを活用し、働きながら休暇をとる過ごし方のことです。

## ■ 数値目標

### 〈施策に関連する成果指標〉

成果指標名	単位	基準値/H30年度	目標値/R7年度
グリーンハイツ田中販売戸数	戸	52	57
定住促進住宅新規整備戸数	戸	0	42
あたごハイツ入居戸数	戸	76	78
空き家バンク新規登録物件数（累計）	戸	11	60
移住希望者への相談対応人数（延べ）	人	127	140
地域おこし協力隊の新規任用（累計）	人	10	22

### ＝施策の実現に向けた主要事業＝

- ・グリーンハイツ田中販売促進事業 【継続】
- ・定住促進住宅整備・管理事業 【新規】
- ・町営住宅整備・管理事務事業 【継続】
- ・空き家バンク事業 【継続】
- ・移住・定住促進事業（首都圏での移住相談会等） 【継続】
- ・移住・定住促進事業（地域おこし協力隊） 【継続】
- ・那須町C C R C推進事業 【継続】

### ＝施策の実現に向けた行政と町民の役割分担＝

主 体	取り組み内容
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンハイツ田中の早期完売に向けて、さまざまな情報媒体を活用してPRを実施する。</li> <li>・あたごハイツへの入居促進に向け、建物の改修を行い更に町内外に向けてのPRを積極的に行う。</li> <li>・移住を考えている町外者に対し、空き家情報等を発信する。</li> <li>・移住・定住の促進に向けて、定住に結び付く各種制度を創設すると共に、町内外への情報発信やPR活動を行う。</li> <li>・那須町C C R C構想を実現するため、那須町C C R C推進協議会などによる検討を行い、移住促進に向けた取り組みを推進する。</li> </ul>
町 民 事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の発信する情報や各種制度を利用する。</li> </ul>

# 基本方針

## 2 “住まい・暮らし・定住”のまち

# 02 秩序ある土地利用の推進

### 目指すべき方向

#### ＝計画目標＝

- 土地利用にあたっては、地域の特性を生かし、農林地の保全、歴史的風土の保全、公害の防止や緑豊かな自然環境を保持した土地利用を推進します。
- 空き家等対策計画を策定し、本町の空き家の実態に応じた対策を推進します。
- 土地利用の基礎となる地籍を明確にするための地籍調査を推進します。

#### ＝施策の内容＝

#### 秩序ある土地利用の推進

(1) 自然環境の保全

(2) 秩序ある土地利用の推進

(3) 地籍調査の推進

### 計画の背景

- 町土は、現在から将来における町民のための限られた資源であり、町の土地利用にあたっては、町土が住民生活や社会経済活動の共通の基盤であるという意識のもと、すべての町民が健康で文化的な生活を営むことができる生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図る必要があります。
- 本町の特徴的な土地利用は、別荘分譲地などの観光保養地的な利用が多く、また日光国立公園の那須連山に代表される原生的な土地も有しています。
- 都市的土地利用については、用途地域を指定している黒田原・湯本市街地が中心となっていますが、近年は那須塩原市の市街地に近い新高久地区や、田代・広谷地周辺をはじめとする町の西部地域において、住宅等の建築が多く見受けられます。
- 自然的土地利用については、日光国立公園に指定されている区域の天然林や温泉源、町中央部の水田や畑のほか、採草放牧地や八溝山系の森林があります。
- これらそれぞれの土地利用について、自然環境の保全や生物多様性の確保に配慮し、秩序ある土地利用を図る必要があります。
- 全国的に問題となっている空き家については、本町においても今後、増加していくことが見込まれています。これら空き家の中でも中古物件や賃貸住宅等として利活用可能なものと、長年、管理されず老朽化等により利活用に適さない空き家があり、それぞれの状況に応じた対策を図る必要があります。
- 土地利用の円滑化を図るため、基礎的な情報となる土地の面積や形状を明確にする必要があります。

## ■ 目標実現に向けて

### (1) 自然環境の保全

- 本町の大きな財産である豊かな自然を次世代に引き継いでいくため、土地利用や景観形成などの施策を推進し、自然と共生するまちづくりを推進します。
- 日本の原風景を残す里山景観の維持に努めます。

### (2) 秩序ある土地利用の推進

- 土地利用構想を実現するために、国土利用計画那須町計画及び那須町土地利用調整基本計画に基づいた秩序ある土地利用を推進します。
- 民間事業者による開発行為については、自然環境と生活環境との調和や、良好な景観形成を重点に規制・誘導を行います。
- 社会情勢の変化に対応し、適切な土地開発基金の活用を図ります。
- 空き家の有効活用を図るため、空き家バンク制度を推進するとともに、民間不動産事業者との連携を図ります。
- 倒壊の恐れがある危険な空き家等については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家の所有者等に対して適切な管理等の指導等を実施します。

### (3) 地籍調査の推進

- 国土調査事業十箇年計画に基づき、地籍調査を計画的に推進します。

## ■ 数値目標

### 〈施策に関連する成果指標〉

成果指標名	単位	基準値/H30年度	目標値/R7年度
空き家バンク新規登録物件数(累計)※再掲	戸	11	60
地籍調査実施率	面積(km <sup>2</sup> )	15.57	20.57
	実施比(%)	4.95	6.55

### ＝施策の実現に向けた主要事業＝

- ・地籍調査事業 【継続】

# 基本方針

## 2 “住まい・暮らし・定住”のまち

# 03

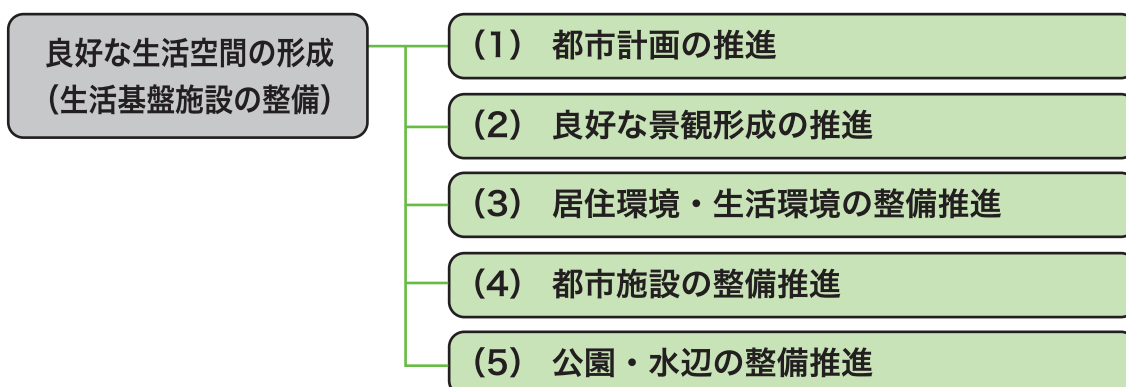
### 良好な生活空間の形成（生活基盤施設の整備）

#### ■ 目指すべき方向

##### =計画目標=

- 地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを推進します。
- 景観計画に基づき、豊かな自然環境に調和した良好な景観を形成します。
- 地域の実情にあった居住環境・生活環境の整備を推進します。
- 都市計画道路について、現状を精査し、整備促進を図ります。
- 既存公園の保全や、水辺環境の整備を図ります。

##### =施策の内容=



#### ■ 計画の背景

- 本町の都市計画の目標は、町のイメージになっている良好な自然環境を保全しながら、国際的な観光拠点である日光・那須エリアの主要都市としての役割を果たすとともに、地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを推進する必要があります。
- 都市計画区域内におけるまちづくりの基本計画として、都市計画マスタープランに基づき、良好な生活環境形成のための規制・誘導等を図る必要があります。
- 本町は、景観行政団体に認定されており、景観計画・景観条例・屋外広告物条例を他市町にさきがけて策定しました。今後これらの条例等をもとに、地域と一体となった景観形成を図る必要があります。
- 下水道などの良好な居住環境・生活環境に不可欠な施設について効率的な整備を図る必要があります。

## ■ 目標実現に向けて

### (1) 都市計画の推進

- 都市計画マスタープランに沿った産業拠点形成・生活基盤づくりや、那須町特有の自然と歴史・文化などを活かしたまちづくりを推進します。

### (2) 良好な景観形成の推進

- 豊富な景観資源を保全、活用し、快適な生活環境と地域の活性化を図り、良好な景観を創出し、次世代へ継承していきます。

### (3) 居住環境・生活環境の整備推進

- 地域の実情に応じた居住環境・生活環境の整備や商店街の活性化について研究し、安心・快適に過ごせる環境づくりのための各種事業を導入します。

### (4) 都市施設の整備推進

- 湯本地区5路線の都市計画道路については、現状を精査し適宜見直しを行います。
- 那須塩原市の旧黒磯市街地と、那須インターチェンジを結ぶ黒磯・那須北線（都市計画道路3・5・1号）について、地域活性化のみならず周辺道路の渋滞緩和や災害時等の緊急輸送道路の形成という見地からも県に対し早期完成に向けた要望活動を行います。

### (5) 公園・水辺の整備推進

- 町内の緑地の保全及び有効活用や普及啓発などにより緑化事業の推進を図ります。
- （仮称）筒地河川公園について、黒磯・那須北線（都市計画道路3・5・1号）の整備状況を踏まえ、活用方法を研究します。
- スポーツ施設について、那須町公共施設等総合管理計画を踏まえ、既存施設の有効活用を進めるとともに、近隣市町及び民間施設との連携を図ります。また、町民ニーズに対応した新規施設整備についても検討します。
- 芦野御殿山公園・伊王野城山公園・高久愛宕山公園等の地域の身近な公園について、地元のアピール団体との連携により、安全性、快適性に配慮した整備を推進します。
- 一級河川の未整備区間の整備について、県に改修要望を行います。
- 道路河川愛護会等の各団体と協力し、町民との協働による水辺環境の調査を行うとともに、「那須町の川をきれいにする基金」を原資とした環境保全事業を展開します。

### ＝施策の実現に向けた主要事業＝

- ・景観形成推進事業 【継続】

### ＝施策の実現に向けた行政と町民の役割分担＝

主 体	取り組み内容
行 政	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康で文化的な生活や活動を確保するために必要な都市計画の見直しや都市施設整備を図る。</li><li>・町ホームページなどを活用し、良好な景観形成の啓発に取り組む。</li><li>・地域の特性を活かした景観形成を図るため、法令に基づいた景観・屋外広告物規制に取り組む。</li></ul>
町 民 事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・良好な景観形成のため、講演会、保全活動に参加する。</li></ul>



# 基本方針

## 2 “住まい・暮らし・定住”のまち

### 04 安全な水の安定供給

#### ■ 目指すべき方向

##### =計画目標=

- 安全で安定した水道水の供給を図ります。
- 持続可能な水道事業のため、健全かつ安定的な事業運営に努めます。
- 水道施設・管路の老朽化対策や耐震化及び効率的な施設の構築を図ります。

##### =施策の内容=

##### 安全な水の安定供給

(1) 経営基盤の強化

(2) 安全・安心な水道サービスの提供

(3) 安定供給ができる水道施設の構築

#### ■ 計画の背景

- 平成30年12月に水道法が改正され、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図るため、法律の目的が「水道の計画的整備」から「水道の基盤強化」へと変更されました。
- 水道施設の老朽化は深刻な問題となっており、平成30年4月に策定した「那須町水道事業経営戦略」では、施設の更新に年間約2.8億円が必要との試算が示されています。
- 持続可能な水道事業運営とするため、健全な運営状況を確保しつつ、安全で安心できる水道水の供給を図るため、老朽化した設備や送水管・配水管の更新、また、未普及地域の解消を進める必要があります。
- 将来の人口減少に対応した合理性のある施設への再構築を検討し、水道施設の統廃合等により、施設の更新費や維持管理費の節減に取り組む必要があります。

## ■ 目標実現に向けて

### (1) 経営基盤の強化

- 「那須町新水道ビジョン」及び「那須町水道事業経営戦略」に基づき、適正な財源確保と投資の合理化や平準化を行うことにより経営基盤の強化を図ります。

### (2) 安全・安心な水道サービスの提供

- 今後も良好な水道水質を維持するため、水道水源の保全と水質管理に取り組み、水質管理体制の徹底、水源汚染リスクへの対策、水質検査の実施など安全な水の供給に努めます。
- 災害時における近隣水道事業者との相互連携や、栃木県による水道広域化推進プラン策定の検討を進めます。

### (3) 安定供給ができる水道施設の構築

- 老朽化した送水管・配水管の破損を未然に防止するため、これらの更新に努めるとともに、施設の耐震化を推進します。
- 町内の各区域での水量のバランスを連絡管により平準化し、事業の効率的な運営を図ります。
- 将来の水需要に応じた水道施設の合理的な再編を検討し、未普及地域の解消や施設の統廃合等を進めます。

## ■ 数値目標

### 〈施策に関連する成果指標〉

成果指標名	単位	基準値/H30年度	目標値/R7年度
基幹管路の耐震適合化率	%	21.4	30.0
町営水道普及率	%	79.88	84.09

### ＝施策の実現に向けた主要事業＝

- ・老朽管更新事業 【継続】
- ・水道施設整備事業 【継続】

### ＝施策の実現に向けた行政と町民の役割分担＝

主 体	取り組み内容
行 政	・「那須町新水道ビジョン」及び「那須町水道事業経営戦略」における老朽化対策をはじめとする各施策の実現に向けた取り組みを積極的に進める。
町 民 事業者	・水道を適正に管理し節水や漏水防止に努める。 ・施設の整備や維持管理に必要な水道料金等を期限内に納める。

# 基本方針

## 2 “住まい・暮らし・定住”のまち

# 05 生活排水処理の推進

### 目指すべき方向

#### =計画目標=

- 安心・快適で暮らしやすい環境づくりのため、湯本処理区内及び黒田原処理区内における公共下水道の整備を推進します。
- 下水道処理場から排出される下水汚泥の処理を適切に行います。
- 公共下水道の区域外となる地域については、浄化槽設置整備事業により、合併処理浄化槽設の普及を促進します。

#### =施策の内容=

#### 生活排水処理の推進

(1) 公共下水道の整備推進

(2) 下水道汚泥の適切な処理

(3) 合併処理浄化槽の普及促進

### 計画の背景

- 公衆衛生の向上、河川の水質汚濁防止など、生活排水の処理は都市と農村の健全な発展にとって不可欠な課題となっています。
- 公共下水道の整備については、湯本処理区が昭和59年度から供用開始し、現在の供用面積は123haとなっています。使用開始から36年が経過し、施設の老朽化が著しいことから、計画的な施設の改築・更新が必要となってきました。  
また、黒田原処理区においては、平成14年度に供用を開始し、供用面積は97haとなっていますが、今後も管路の面整備工事を推進する必要があります。しかし、一方では人口減少などの近年の地域社会の構造変化に伴い、下水道事業全体計画を見直す必要性が生じています。
- 本町の生活環境向上のため、生活排水処理構想に基づき、公共下水道事業及び浄化槽設置整備事業を計画的に推進するとともに、水洗化向上に努める必要があります。
- 下水処理場で発生する汚泥の一部は、湯本浄化センター内のコンポスト施設でリサイクルされ肥料として農園等に利用されています。また、それ以外の汚泥については栃木県資源化工場等の汚泥処理施設において処理しています。今後も発生する汚泥処理については、各施設の受入状況を把握しながら適切に処理する必要があります。
- 公共下水道処理区以外の地域においては、生活環境の改善及び水質の保全を図るため、合併処理浄化槽の設置推進を図る必要があります。

## 目標実現に向けて

### (1) 公共下水道の整備推進

○下水道事業全体計画の見直しを行うとともに、湯本処理区においては、湯本浄化センターの長寿命化計画及び耐震計画に基づき施設の改築・更新工事を推進します。  
また、黒田原処理区においては、事業認可区域の変更を行い未普及地域の整備を推進します。

### (2) 下水汚泥の適切な処理

○下水処理場から排出される下水汚泥の処理については、湯本浄化センターのコンポスト施設及び栃木県下水道資源化工場等において適切に処理します。

### (3) 合併処理浄化槽の普及促進

○公共下水道認可区域以外の地域については、浄化槽設置整備事業等により合併処理浄化槽の普及促進に努めます。

## 数値目標

### 〈施策に関連する成果指標〉

	成果指標名	単位	基準値/H30年度	目標値/R7年度
公共 下 水 道	総人口 ※ (A)	人	25,194	26,000
	全体計画区域面積 (B)	ha	373	373
	認可区域面積 (C)	ha	306	313
	供用開始区域面積 (D)	ha	220	313
	供用開始区域内人口 (E)	人	2,754	3,642
	下水道普及率 (E/A)	%	10.9	14.0
	終末処理場箇所数	箇所	2	2
	終末処理場処理能力	m <sup>3</sup> /日	7,300	7,300
浄 化 槽	合併浄化槽利用人口 (H)	人	15,447	17,100
	合併浄化槽普及率 (H/A)	%	61.3	65.8
	生活排水処理普及率 (E+H/A)	%	72.2	79.8

※総人口の目標値は、那須町生活排水処理基本構想による。

### ＝施策の実現に向けた主要事業＝

- ・ 公共下水道整備事業（黒田原） 【継続】
- ・ 公共下水道整備事業（湯本） 【継続】
- ・ 浄化槽設置整備事業 【継続】

## ＝施策の実現に向けた行政と町民の役割分担＝

主 体	取り組み内容
行 政	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 下水道事業全体計画の見直しに基づき、地域の特性を把握し効率的な下水道整備を進める。</li><li>・ 広報等により合併処理浄化槽の必要性及び補助制度を周知し、普及率向上を図る。</li></ul>
町 民 事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公共下水道供用開始区域内の居住者は、遅滞なく下水道に接続を行う。</li><li>・ 浄化槽の適正な維持管理を行うため保守点検・清掃、法定検査を行う。</li></ul>

# 基本方針

## 2 “住まい・暮らし・定住”のまち

# 06 人にやさしい社会の実現

### 目指すべき方向

#### =計画目標=

- 町民や本町を訪れる人々が、安全・安心で快適な日常生活を過ごすことができるよう、公共施設の整備や、道路整備においてユニバーサルデザインを基調とした設計を行います。

#### =施策の内容=

人にやさしい社会の実現

(1) ユニバーサルデザインの普及推進

### 計画の背景

- 本町は、広範囲な居住可能地に住居が点在していることと、高齢者の増加が顕著となっており、公共交通網が行き届かない地域も多く、移動手段には自動車がかかせない状況にあります。
- 一方で、道路や公共施設、公共交通機関に関する施設においては、未整備区間や老朽化した施設も多く、更新時期にあるものも多くなっています。

### 目標実現に向けて

#### (1) ユニバーサルデザインの普及推進

- 子どもから高齢者まですべての人が安全・安心で快適なまちを望んでいます。その基礎づくりとしての道路・公園・公共施設を安全で利用しやすいものにする必要があることから、ユニバーサルデザインを考慮した整備を推進します。
- 町内の事業所等に対して、ユニバーサルデザインの普及啓発に努めます。